

平成30年度

吉岡町道路長寿命化計画
(小型構造物の個別施設計画)

北群馬郡 吉岡町 地内

平成31年2月

(令和7年1月改訂)

群馬県 北群馬郡 吉岡町

目 次

はじめに

1 対象施設

2 付属物の現状と課題

2.1 管理道路の現状

3 付属物の維持管理の基本的な考え方

3.1 付属物管理の基本方針

3.2 管理施設の分類

3.3 点検方法・点検頻度

4 計画期間

5 対策の優先順位（補修計画の方針）

6 付属物の状態、対策内容、実施時期

6.1 点検結果

6.2 対策内容と実施時期

資料 ① 対策必要箇所の一覧表

② 対策必要箇所の位置図

はじめに

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。

かつては新しい公共施設をどのように整備していくかに重点を置き、個別に対応しておりましたが、平成28年度に策定した「吉岡町公共施設等総合管理計画」により、町が保有する公共施設について、長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行うことにより財政負担を平準化・軽減するとともに、適切な行政サービスの提供を実現することを目指すこととしました。

この「吉岡町公共施設等総合管理計画」では、本町が管理するインフラ施設を含む公共施設等の特性や維持管理・更新等の取り組みの方向性が示されています。

また、インフラ施設のうち、特に道路施設については「吉岡町橋梁長寿命化修繕計画」、「吉岡町道路長寿命化修繕計画（小型構造物の個別施設計画）」、「吉岡町道路長寿命化修繕計画（舗装等の個別施設計画）」を策定しております。

本計画では、舗装等における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、「吉岡町道路長寿命化修繕計画（小型構造物の個別施設計画）」として位置付けております。

1 対象施設

この施設計画の対象とする付属物は、吉岡町が管理する道路法第2条第2項に基づく道路付属物のうち、門型の道路標識、情報版以外の標識、照明、防護柵及び側溝を対象とする。

2 付属物の現状と課題

2.1 管理道路の現状

(1) 管理延長と主な施設数

道路区分	管理延長	標識		照明	防護柵	側溝
		片持ち式	路側式			
1級町道	23.297km	8基	16基	8基	11.2km	29.2km
2級町道	12.238km	6基	6基	0基	3.5km	15.5km
その他	272.416km	5基	46基	2基	- km	- km
計	307.951km	19基	68基	10基	14.7km	44.7km

3 付属物の維持管理の基本的な考え方

3.1 付属物管理の基本方針

付属物の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことにより、道路利用者及び第三者への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指すこととする。

3.2 管理施設の分類

代表的な付属物の種類		区 分	事 象
標識	F型、逆L型、T型及び高所に設置された単柱式又は腹中式	主に片持ち式の付属物（以下「型落ち式」）	落下、転落事象の恐れがある付属物
	単柱式、腹中式（片持ち式に分類したものは除く。）	主に路側式の付属物（以下「路側式」）	転落事象の恐れがある付属物
照明	逆L型、Y型、直線型		落下、転落事象の恐れがある付属物
防護柵	車両用防護柵、横断防止柵、転落防止柵		構造物の機能に支障生じており、緊急に措置を講ずべき状態
側溝			構造物の機能に支障生じており、緊急に措置を講ずべき状態

3.3 点検方法・点検頻度

標識

区 分	点検方法	点検頻度
片持ち式	小規模付属物点検要領（平成29年3月国土交通省道路局）による。	10年に1度 （必要に応じて中間点検を実施する。）
路側式	巡視の機会を通じた状況把握	

照明

区 分	点検方法	点検頻度
片持ち式	小規模付属物点検要領（平成29年3月国土交通省道路局）による。	10年に1度 （必要に応じて中間点検を実施する。）
路側式	巡視の機会を通じた状況把握	

防護柵

区 分	点検方法	点検頻度
	巡視の機会を通じた状況把握	

側溝

区 分	点検方法	点検頻度
	巡視の機会を通じた状況把握	

橋梁と横断歩道等に添架された付属物は、本点検と同時点検を実施する。
（5年に1度の詳細点検）

4 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は5年間とする。

ただし、必要に応じて毎年度計画を見直すことができる。

5 対策の優先順位（補修計画の方針）

構造物の損傷状況、第三者への被害の深刻度、路線の重要性、交通量を考慮して補修する。なお、本計画に記載されている対策必要箇所においては、町内において優先順位が高いものと位置付けており、優先順位は以下のとおりとする。

ただし、対策必要箇所において損傷状況・深刻度・重要性等は日々変化するものであり、必要に応じ、見直すことができる。

優先順位 A：優先度 高、優先順位 B：優先度 中、優先順位 C：優先度 低

6 付属物の状態、対策内容、実施時期

6.1 点検結果

令和元年度までに点検した付属物の点検結果は以下のとおり。

種 類	区 分	対策不要	要対策
標 識	片持ち式	19 基	0 基
	路側式	66 基	2 基
照 明	片持ち式	10 基	0 基
防護柵		-m	173m
側溝		-m	832m

6.2 対策内容と実施時期

対策が必要な個所の位置図と対策必要の一覧表については末尾に記載する。
また、対策箇所については年度毎に見直すものとする。

- 資料 ① 対策必要箇所の一覧表
② 対策必要箇所の位置図

① 対策必要箇所の一覧表

番号	種類	区分	路線名	場所 (大字)	延長(m)	点検 実施時期	対策 要否	対策内容	実施時期	概算 事業費 (万円)	優先 順位
1	側溝	—	森下・川久保線	下野田	L=160	平成30年	要	撤去・更新	令和8年度以降	620	C
2	側溝	—	西原5号線	陣場	L=85	平成30年	要	撤去・更新	令和7年度	605	A
3	側溝	—	天神・十二廻線	漆原	L=120	平成30年	要	撤去・更新	令和8年度以降	460	C
4	側溝	—	庚申塚5号線	小倉	L=160	平成30年	要	撤去・更新	令和8年度以降	620	C
5	側溝	—	宮田・不動久保新線	大久保	L=200	平成30年	要	撤去・更新	令和8年度以降	770	B
6	側溝	—	大町・諏訪線	漆原	L=110	令和3年	要	撤去・更新	令和7年度	2,000	A
7	側溝	—	辻下11号線	漆原	L=160	令和3年	要	撤去・更新	令和7年度	1,090	A
8	側溝	—	熊野・辺玉線	大久保	L=50	令和3年	要	撤去・更新	令和7年度	300	A

② 対策必要箇所の位置図





